

## 蒲郡市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、窓口用封筒の無償提供に関して、蒲郡市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「窓口用封筒」とは、市が発行した各種証明書等を持ち帰るために、市民に提供する封筒であって、民間企業等の広告が印刷されたものをいう。

### (広告の内容)

第3条 窓口用封筒に掲載できる広告は、要綱第3条に定めるところによるほか次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

- ア 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもので、封筒の使用者に迷惑をかけるおそれがあるもの
- イ 脅迫、暴力、その他犯罪行為を示唆し、又は、誘発するおそれのあるもの
- ウ 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は、引き合いにしたもの
- エ 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は、不快な印象を与えるもの
- オ 表現が誇大で事実と異なるもの
- カ 広告内容が利用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの

(2) 窓口業務の遂行に支障を及ぼすもの

(3) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

(4) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、又は前身が非合法組織であった企業の広告

(5) 差別を助長するおそれのあるもの

(6) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

### (広告掲載者)

第4条 窓口用封筒に広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）は、法人その他の団体若しくは個人事業主又はその他市長が認めるものとする。

### (設置)

第5条 無償提供を受けた窓口用封筒は、市役所その他市長が指定する場所に設置するものとする。

(設置期間)

第6条 窓口用封筒の設置期間は、1年間とする。ただし、市長は、窓口用封筒を無償提供する者（以下「無償提供者」という。）と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(窓口用封筒の無償提供者の募集方法)

第7条 市長は、無償提供者の募集を市広報及び市ホームページにより行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び無償提供者の選定基準その他募集について必要な事項について、募集要項で定める。

(窓口用封筒の無償提供の申込み)

第8条 窓口用封筒の無償提供をしようとする者は、前条第2項において定める募集要項に基づき、窓口用封筒無償提供申込書（第1号様式）に別に定める書類添付して、市長に提出しなければならない。

(窓口用封筒の無償提供者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、選定基準に基づき公正に判断し、その結果を前条の規定に基づき、窓口用封筒の無償提供の申込みをしたものに対し、窓口用封筒無償提供許可・不許可決定通知書（第2号様式）により通知する。

(確認書の締結)

第10条 市長は、前条の規定に基づき無償提供者の決定をしたときは、窓口用封筒の製作及び無償提供に関して、無償提供者と確認書を取り交わすものとする。

(広告の審査)

第11条 広告の内容等の審査は、要綱第7条に規定する蒲郡市広告審査委員会が行うものとする。

(製作上の注意事項)

第12条 窓口用封筒を製作する無償提供者は、広告掲載者の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 無償提供者は、広告内容、色、形状等の窓口用封筒の仕様について、事前に

市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

3 無償提供者は、封筒の数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従わなければならない。

4 無償提供者は、市の業務内容等を窓口用封筒に掲載する場合は、市長の指示に従わなければならない。

(問題発生時の対応)

第13条 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。  
(中止)

第14条 市長は、市民に窓口用封筒を提供することが不適当と認めるときは、窓口用封筒の提供を中止することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、窓口用封筒の作成及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月12日から施行する。